

特定都市河川浸水被害対策法施行条例をここに公布する。

令和7年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第66号

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第2条 法第38条第3項の規定による標識の設置は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 標識には、次に掲げる事項を明示すること。

ア 雨水貯留浸透施設の名称

イ 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の番号

ウ 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要

エ 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

オ 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先

カ 標識の設置者及びその連絡先

(2) 雨水貯留浸透施設の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(保全調整池の標識の設置)

第3条 法第45条第1項の規定による標識の設置は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 標識には、次に掲げる事項を明示すること。

ア 保全調整池の名称及び指定番号

イ 保全調整池の容量及び構造の概要

ウ 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事への届出を要する旨

エ 保全調整池の管理者及びその連絡先

オ 標識の設置者及びその連絡先

(2) 保全調整池の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第4条 法第54条第1項の規定による標識の設置は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 標識には、次に掲げる事項を明示すること。

ア 貯留機能保全区域（法第53条第1項に規定する貯留機能保全区域をいう。以下同じ。）の名称及び指定番号

イ 貯留機能保全区域の位置

ウ 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

エ 標識の設置者及びその連絡先

(2) 貯留機能保全区域の周辺において居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。